

愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特  
例条例の一部を改正する条例の公布について

1 概要

2の対象事業について、愛知県が権限を有する介護保険法に基づく事業所指定及び指導事務を平成30年4月1日以降、東三河広域連合に移譲することとしました。

2 対象事業

豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村に事業所が所在する居宅サービス事業、介護予防サービス事業、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

3 その他

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村（以下、「東三河地区」という。）からも東三河広域連合に対して居宅介護支援、地域密着型サービス等の事業所指定及び指導事務が平成30年4月1日以降、東三河広域連合に権限移譲され、東三河地区における介護保険法に基づく事業所指定及び指導事務はすべて東三河広域連合が行うこととなります。